



仙台市マンション再生 アドバイザー派遣事業

マンションの“これから”を考えてみませんか？



仙台市では、築30年以上のマンションの管理組合を対象に、アドバイザーを無料で派遣し、マンション再生の検討に役立つ基礎的な情報提供を行います。

マンション再生の検討とは？

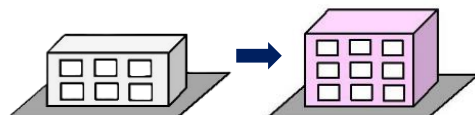
築年数が経過したマンションについて、建替えや敷地売却などの実施に向けた検討を行うことをいいます。

【再生手法の例】

建替え

既存マンション

新建物



既存の建物を取り壊し、新しい建物を建築する

敷地売却

既存マンション

取り壊し

売却



建物を取り壊した上で、敷地を第三者に売却する

※ 申込にあたっての詳細の条件等は裏面をご確認ください。

1 申込資格

申込みができるのは、**マンションの管理組合**です。

ただし、次の要件を満たす場合に申込みが可能です。

- (1) 新築された日から30年以上を経過したマンション
- (2) 再生等の決議が為されていないこと
- (3) 過去に、仙台市分譲マンション再生検討促進補助金及び
仙台市分譲マンション再生構想支援補助金の交付を受けていないこと



2 アドバイザー派遣にかかる費用

無料:仙台市が全額を負担します。

3 アドバイザー派遣の概要

● 派遣回数

2回まで(1回あたり2時間程度)

※2回目の派遣日から5年を経過した日以降は、新たに申し込みを行うことができます。

● 再生アドバイザーを派遣できる会議

管理組合の総会、理事会その他管理組合が開催する会議

● 再生アドバイザーとは

マンション管理士等で、かつ分譲マンションの再生等に係る実務経験を有する者を指します。

【再生アドバイザーによる説明内容の例】

- ・再生の手法の説明
- ・再生の検討の進め方
- ・再生に活用できる支援制度等
- ・その他再生に関する内容

4 派遣の場所について

派遣の場所については、**申込者側で準備**していただきます。
なお、1回の相談時間は**2時間**を目安とします。



▲仙台市のマンション施策
に関してはこちら

5 留意事項

- ☑ 派遣回数は、**最大2回**となります。
(2回目の派遣後5年を経過した場合は、再度申込が可能です。)
- ☑ 詳細な調査、見積り、設計等の実務は、本派遣事業の**対象外**です。
- ☑ マンションの管理運営等に関する相談は、**マンション管理相談員派遣制度**等をご活用ください。



▲マンション再生について
(申込書一式はこちら)

6 申込み方法

初めて制度を活用する場合は、仙台市との事前打合せが必須となりますので、住宅政策課までご連絡ください。

【問合せ先】仙台市 住宅政策課 居住推進係

〒980-0802
仙台市青葉区二日町12-34
二日町第五仮庁舎9階 (オンワード樫山仙台ビル)
【T E L】 022-214-8306
【E-mail】 mansion_kanri@city.sendai.jp